

◆ □ ◆ ◆ □

□ ♦ □ ♦ □



-

また、来所相談を希望される際には事前に連絡をお願いします。



お気軽に
ご利用ください。



産業保健相談事例のご紹介

産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する相談業務を実施しています。
当連絡事務所に寄せられた相談事例を紹介します。

Q. 同居者の感染症疾患罹患時の就業についての質問

感染症分類でその他に分類される風疹、麻疹、溶連菌感染、マイコプラズマ感染等の場合

- ①どのように対処したら良いのか？
- ②職場の特性に合わせて幾日間かは就業させないという内規を作成できるのか？
- ③内規が可能な場合その見本があれば紹介して欲しい

A. ①伝染性の疾病に感染した労働者の出勤について

労働安全衛生法第68条で「伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令に定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」と定められています。

よって労働者自身が、これらの疾病に罹患している場合は産業医の意見を聞き就業を禁止することができます。

しかしながら、同居の家族等が罹患した場合には、この規定では対応できませんので就業禁止は出来ないと思われます。



- ②③内規については少々難しいと思われますが、以下のような表現ではいかがでしょうか。

< 病者の就業禁止 >

1. 労働者が次の各号に該当した場合には、産業医の意見を聞いて就業を禁止する。

- ① 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- ② 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- ③ 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

(※労働安全衛生規則第61条 1～3号)

2. 労働者は、同居の家族等が伝染性の疾病に罹患した場合は、会社に届出を行い必要な支持を受ける。

(届出ることにより産業医に相談することができ、社内での予防対策が必要かどうか判断できる)

*労働安全衛生法で就業を禁止している疾病以外の理由で休業させた場合は「会社都合の休業」になり、休業手当等を支払わなければなりません。

Q. 産業カウンセラーにはどうしたらなれるのでしょうか？

A. 産業カウンセラーとは、日本産業カウンセラー協会が認定する資格「産業カウンセラー」の取得者のことを言います。従って、産業カウンセラー試験を受験し合格すれば産業カウンセラーになることができます。

詳しくは下記 URL より日本産業カウンセラー協会のホームページをご覧ください

日本産業カウンセラー協会 ⇒ <http://www.counselor.or.jp/>



産業保健セミナー(7・8月の予定)のご案内

当連絡事務所の産業保健セミナー(7・8月分)を掲載します。

受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

☆お申し込み・詳細につきましてはホームページをご覧ください☆

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

(申し込みいただいた後の変更については、連絡先がはっきりしている方には、連絡事務所からご連絡いたします。)

日 程	テーマ	開催場所
☆産業医研修		
7月17日(火)	『産業医の職務』	前橋
☆メンタルヘルス対策セミナー		
7月2日(水)	『モラルハラスメント対策について』	太田
7月11日(水)	『メンタルヘルス不全者の 早期発見・早期介入(応用編)』	前橋
7月13日(金)	『最近の『うつ』と睡眠』	太田
7月20日(金)	『質問紙THIによる心の健康チェック実演』	前橋
8月2日(木)	『健診データのまとめ方と活用』	前橋
8月9日(木)	『メンタルヘルス不調の予防とポイント(その1)』	太田
8月21日(火)	『パーソナリティの評価と病理』	前橋

*8月に『化学物質の危険と安全対策』をテーマに前橋でセミナーを開催する予定です。

6月のセミナー結果

◎認定産業医研修

テ ー マ : 『最近の労働衛生関係法令の動向』(産業医 生涯 専門 2)

開催日時 : 6月28日(木) 15:00~17:00

会 場 : 前橋テルサ つつじ

講 師 : 寺村 裕司 氏(群馬労働局 労働基準部 健康安全課 課長)

参 加 者 : 42名

内 容 : 労働衛生に関する基本的な考え方から、最近の関係法令の改正や新しい通達等について細かく丁寧に説明をしていただきました。

受講者の中にはせっかく行政から講師としてきていただいているので、説明の時間を短くして残りを討論方式にして欲しいとの意見も出されていました。

◎メンタルヘルス対策セミナー

テ ー マ : 『カウンセリング(中級:ゲートキーパー講座)』

開催日時 : 6月5日(火) 13:30~16:30

会 場 : 群馬メディカルセンター セミナールーム

講 師 : 大小原 利信 氏(日本産業カウンセラー協会 上信越支部長)

参 加 者 : 16名

内 容 : 5月15日に開催した初級編に引き続き“傾聴”することの重要性を中心に、相談者(ゲートキーパー)としてどのように対応していくべきかを、実習を交えながらわかりやすくお話いただきました。

初級編から引き続き参加された受講者も6名おりました。

参加者からは、「相手を信頼して聴くことが重要」、「カウンセリングの基本は“傾聴”であることを再認識した」、「産業カウンセラーになりたい」等の意見を得ました。



テ ー マ : 『メンタルヘルス不全者の早期発見・早期介入(基礎編)』

開催日時 : 6月20日(水) 14:00~16:00

会 場 : 群馬県公社総合ビル 1階東研修室

講 師 : 竹内 一夫 氏(埼玉大学 教育学部教授、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 33名

内 容 : メンタルヘルス不調者の早期発見、早期介入のための基礎知識の再検討を行う。仕事のストレスからメンタルヘルス不調に至るメカニズムとその評価方法、統計データの紹介、及び現場におけるうつ状態の見分け方などを中心に自身の経験した事例等を交えながらアウトラインの説明が行われた。

当セミナーは7月11日に応用編が開催される予定であるが、参加者からは次回の応用編に興味があり是非参加したいとの意見を得ました。

◎作業環境管理対策セミナー

テーマ：『局所排気装置の効果的利用 ～模型を使った実習を中心に～』

開催日時：6月27日(水) 13:00～16:30

会場：三洋電機健康管理センター

講師：秋葉 一好 氏(労働衛生コンサルタント 栃木産業保健推進センター 相談員)

参加者：41名

内容：局所排気装置は、有害性のある物質を拡散させることなく排気するのに有効な手段として安全衛生法にも設置が定められています。

多くの工場において設置されている局所排気装置、その稼動には電力を使うため省エネおよび作業環境管理の面からいかに有効かつ効率的に運転させるかが重要になります。

当セミナーでは秋葉先生が作成した局所排気装置の模型を使い、その構造並びに点検の仕方、さらに有効な稼動方法について実習を交えながらわかり易く説明して頂きました。

日頃、実際の装置に触れることのない参加者も実機を使用することで大変わかり易かったとの高評価を得ました。



関係機関の動き



1. 有機溶剤中毒、鉛中毒、特定化学物質等予防規則の一部改正が平成24年7月1日より施行

① 一定の要件下(監督署長の許可を受け)で局所排気装置等以外の発散防止抑制装置の導入を可能とする。

② 作業環境測定の評価結果を労働者へ周知しなければならないこととする

基発 0517 第2号

⇒ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120521K0010.pdf>

新旧対照表

⇒ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H120405K0011.pdf>

2. 『女性労働基準規則』一部が改正されます。

生殖機能等に有害な物質が発散する場所での女性の就業禁止が、平成24年10月より施行されます。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000027poc.html>

3. 衛生管理者等の『平成24年度 出張特別試験』が群馬県では平成24年11月3日(土)に行われます。

試験の実施に先立ち衛生管理者の試験準備講習が8月に開催されます。

(二種) ⇒ <http://www.gunkiren.or.jp/course/image/eisei-2.pdf>



夏といえば夜空を華やかに彩る花火のシーズンです。



県内でも7月14日(土)の『たまむら花火大会』を皮切りに各地で花火大会が開催されます。例年7月に行われていた『榛名湖の花火大会』ですが今年は8月3日(土)に行われる予定です。湖畔で行われるので夜空に大輪を開いた打ち上げ花火は湖面にも映り何とも言えない優雅さがあります。また、水中花火とスターマインの美しさは一見の価値があります。

ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか・・・

sanpo10@gummasanpo.jp

《発行元》群馬産業保健推進連絡事務所
電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966